

平成26年5月1日開会
平成26年5月1日閉会
(臨時第2回)

うきは市議会会議録

うきは市議会

目 次

第1日（5月1日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
日程（第1号）	
仮議席の指定	5
選挙第1号	6
日程（第2号）	
会期の決定について	8
選挙第2号	8
決定第1号	11
会議録署名議員の指名	11
決定第2号	11
常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について	12
選挙第3号	13
選挙第4号	14
議案上程	15
市長の提案理由説明	15
議案第34号	16
議案第35号	19
議案第36号	23
議案第37号	27
議案第38号	28
議案第39号	30
議案第40号	30

閉会中の審査調査の申出について	3 1
閉 会	3 2
署 名	3 3

うきは市告示第30号

平成26年第2回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

平成26年4月28日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成26年5月1日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懐 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

藤田 光彦君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

櫛川 正男君

大越 秀男君

三園三次郎君

高山 敏枝君

岩佐 達郎君

○応招しなかった議員

平成26年 第2回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

平成26年5月1日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年5月1日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

議事日程(第2号)

日程第1 会期の決定について

日程第2 選挙第2号 副議長選挙について

日程第3 決定第1号 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名(1番 岩淵和明議員 2番 鐘水英一議員)

日程第5 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

日程第7 選挙第3号 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第8 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程 (議案第34号から議案第40号まで 7件)

日程第10 市長の提案理由説明

日程第11 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について)

日程第12 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度うきは市一般会計補正予算(第8号))

日程第13 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例の一部改正について)

日程第14 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第15 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市政治倫理条例の一部改正について)

日程第16 議案第39号 浮羽老人ホーム組合議会議員の選出について

日程第17 議案第40号 監査委員の選任について

日程第18 閉会中の審査調査の申出について

議会運営に関する審査及び調査（議会運営委員会）

所管事務調査（総務産業常任委員会）

所管事務調査（厚生文教常任委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

議事日程（第2号）

日程第1 会期の決定について

日程第2 選挙第2号 副議長選挙について

日程第3 決定第1号 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名（1番 岩淵和明議員 2番 鐘水英一議員）

日程第5 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

日程第7 選挙第3号 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第8 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程（議案第34号から議案第40号まで 7件）

日程第10 市長の提案理由説明

日程第11 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について）

日程第12 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度うきは市一般会計補正予算（第8号））

日程第13 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）

日程第14 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第15 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市政治倫理条例の一部改正について）

日程第16 議案第39号 浮羽老人ホーム組合議会議員の選出について

日程第17 議案第40号 監査委員の選任について

日程第18 閉会中の審査調査の申出について

議会運営に関する審査及び調査（議会運営委員会）

所管事務調査（総務産業常任委員会）

所管事務調査（厚生文教常任委員会）

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	高木 典雄君	副市長 ……………	吉岡 慎一君
教育長 ……………	麻生 秀喜君	市長公室長 ……………	高木 勲美君
総務課長 ……………	石井 好貴君	会計管理者 ……………	佐々木正志君
財政課長 ……………	大熊 孝則君	企画課長 ……………	重松 邦英君
税務課長 ……………	内山 勇君	徴収対策室長 ……………	内藤 一成君
市民生活課長 ……………	重富 孝治君	生涯学習課長 ……………	安元 正徳君
監査委員事務局長 ……	段野 弘美君	保健課長 ……………	金子 好治君

福祉事務所長 …………… 後藤 一善君 住環境建設課長 …………… 江藤 武紀君
災害対策推進室長 …… 高瀬 智君 農林・商工観光課長 …… 野鶴 修君
学校教育課長 …………… 秦 克之君 浮羽市民課長 …………… 篠原 武英君
自動車学校長 …………… 中嶋 吾郎君 総務法制係長 …………… 大石 恵二君
財政係長 …………… 高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

おはようございます。議会事務局長の熊懐でございます。

本日は、改選後の初めての議会でございます。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、本日、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席の議員の中で、三園三三郎議員が年長議員でございますので、御紹介を申し上げます。

三園三三郎議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 三園三三郎君議長席に着く〕

○臨時議長（三園三三郎君） ただいま紹介を受けました三園三三郎でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が行われるまでの間、どうぞよろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これから平成26年第2回うきは市議会臨時会を直ちに開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（三園三三郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定をします。

それでは、ここで高木市長から臨時会招集の御挨拶をお願いします。

○市長（高木 典雄君） 改めましておはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会選挙後初の議会を招集させていただきました。後ほど提案理由の中でいくつか提案理由の説明もさせていただきますが、早々より種々の提案があります。議員皆さまには、ぜひともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

甚だ簡単でございますが、私の御挨拶とさせていただきますと思います。

○臨時議長（三園三次郎君） どうもありがとうございました。

ただいまから議会人事を行いますので、執行部は退席をお願いします。なお、執行部の方にお知らせします。議会人事の終了を午後2時頃に予定していますので、その時刻になりましたら再度御出席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

〔執行部退席〕

午前9時03分休憩

.....
午前9時04分再開

日程第2. 選挙第1号

○臨時議長（三園三次郎君） 再開をします。

日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

ここで、暫時休憩とします。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） お知らせします。

立候補者の所信表明を302会議室で行います。議員の皆さんは直ちに302会議室へお集まりください。

〔全議員移動〕

午前9時04分休憩

.....
午前9時20分再開

〔全議員入室〕

○臨時議長（三園三次郎君） 再開します。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（三園三次郎君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定します。

ただいまの出席議員は15名です。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（三園三次郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三園三次郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。投票箱点検は前列の議員さん及び臨時議長に見せて回ってください。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（三園三次郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効とします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、苗字と名前を記載してください。

それでは事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。職員が投票箱を持参しますので、よろしくお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	岩淵 和明議員	2 番	鍮水 英一議員
3 番	熊懐 和明議員	4 番	中野 義信議員
5 番	佐藤 湛陽議員	6 番	上野 恭子議員
7 番	江藤 芳光議員	8 番	藤田 光彦議員
9 番	伊藤 善康議員	10 番	諫山 茂樹議員
11 番	櫛川 正男議員	12 番	岩佐 達郎議員
13 番	大越 秀男議員	14 番	高山 敏枝議員
15 番	三園三次郎議員		

.....

○臨時議長（三園三次郎君） 投票が終了しました。投票漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三園三次郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（三園三次郎君） それでは、開票を行います。

開票立会人に仮議席番号1番岩淵和明議員、仮議席番号2番鍮水英一議員を指名します。両議員は立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（三園三次郎君） それでは、選挙の結果を報告します。

事務局長に報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 報告いたします。

投票総数15票。有効投票14票、無効投票1票。白票でございます。有効投票のうち岩佐達郎議員8票、三園三次郎議員5票、櫛川正男議員1票。

以上でございます。

○臨時議長（三園三次郎君） 以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、最多得票の岩佐達郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩佐達郎議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。議長に当選されました岩佐達郎議員に当選承諾及びあいさつを求めます。

岩佐達郎議員、登壇願います。

○議員（仮議席12番 岩佐 達郎君） 皆さんの温かい御支援をいただきまして、議長に就任することができました。岩佐でございます。先ほども申し上げましたように、皆さんと心を一つにして、市民に開かれた、市民の負託に応えられるうきは市議会づくり、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

○臨時議長（三園三次郎君） これをもちまして、私の職務は無事終了することができました。議長と交代をします。岩佐達郎議員、議長席に着席をお願いします。

どうもご協力ありがとうございました。

〔臨時議長退席・岩佐達郎君議長席に着く〕

○議長（岩佐 達郎君） それでは直ちに会議を開きます。

本日のこれからの議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会期の決定について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会臨時会の会期は、本日5月1日の1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月1日の1日間と決定しました。

日程第2. 選挙第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。それでは、ここで暫時休憩とします。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） お知らせします。

立候補者の所信表明を302会議室で行います。議員の皆さんは直ちに302会議室へお集まりください。

午前9時34分休憩

.....
午前9時48分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩佐 達郎君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。
得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定します。

ただいまの出席議員は、15名です。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩佐 達郎君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。前列の議員さん及び議長に見せて下さい。

〔投票箱点検〕

○議長（岩佐 達郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効と
します。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、苗字と名前を記載して下さい。

それでは、事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....
1 番 岩淵 和明議員 2 番 鍮水 英一議員
3 番 熊懐 和明議員 4 番 中野 義信議員
5 番 佐藤 湛陽議員 6 番 上野 恭子議員
7 番 江藤 芳光議員 8 番 藤田 光彦議員
9 番 伊藤 善康議員 10 番 諫山 茂樹議員
11 番 櫛川 正男議員 13 番 大越 秀男議員
14 番 高山 敏枝議員 15 番 三園三次郎議員
12 番 岩佐 達郎議員
.....

○議長（岩佐 達郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩佐 達郎君） 開票を行います。

開票立会人に仮議席番号1番岩淵和明議員、仮議席番号2番鏑水英一議員を指名します。

両議員は立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（岩佐 達郎君） 選挙の結果を報告します。事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 報告いたします。

投票総数15票、有効投票14票、無効投票1票。白票でございます。有効投票のうち大越議員2票、伊藤議員2票、藤田議員5票、高山議員5票。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上のとおりですが、藤田議員と高山議員の得票数が同じであり、しかも法定得票数4票を超えております。

したがって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選者はくじで決めることとなります。

くじの手続きについて申し上げます。くじは2回引きます。まず、1回目はくじを引く順序を決めます。2回目は、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただきます。なお、1番のくじを引かれた方が当選人とします。

事務局は、くじを抽選器に入れてください。

藤田議員、高山議員、前の方までお願いします。

くじについては、1番、2番の番号が記入されていますので、その順番でくじを引く順序をお決め願います。

〔同時にくじを引く〕

○議長（岩佐 達郎君） ただいまのくじの結果、藤田議員が先にくじを引くことになりました。したがって、藤田議員からくじを引いて下さい。

〔藤田議員、2番のくじを引く〕

○議長（岩佐 達郎君） それでは、くじの結果を報告します。

高山議員が当選のくじを引かれました。したがって、高山議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました高山議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。副議長に当選された高山議員に当選承諾及びあいさつを求めます。高山敏枝議員、登壇願います。

○議員（仮議席14番 高山 敏枝君） ただいま、当選ということで、当選くじを引き当てたということで、副議長に就任させていただく高山敏枝でございます。先ほど表明申し上げましたように、しっかり議長とともにうきは市議会をまとめながら、改革を進めて参りたいと思っています。しっかり議長の補佐をさせていただきますので、どうか皆さま方の御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。10時15分より再開します。

午前10時05分休憩

.....
午前10時15分再開

日程第3. 決定第1号

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第3、決定第1号議席の指定を行います。

議席は、議長15番、副議長14番とし、その他の議員については議員の期ごとの年齢の若い順から若い番号とします。各議員の議席を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 議席番号と氏名を順に朗読させていただきます。

1番、岩淵和明議員、2番、鎗水英一議員、3番、熊懐和明議員、4番、中野義信議員、5番、佐藤湛陽議員、6番、上野恭子議員、7番、江藤芳光議員、8番、藤田光彦議員、9番、伊藤善康議員、10番、諫山茂樹議員、11番、櫛川正男議員、12番、大越秀男議員、13番、三園三三郎議員、14番、高山敏枝議員、15番、岩佐達郎議員。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ただいま朗読しましたとおりに議席を指定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。以上のとおり、今後の議席として指定します。

.....

日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、岩淵和明議員、2番、鎗水英一議員を指名します。

.....

日程第5. 決定第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任に

ついてを議題とします。

ここで暫時休憩します。

○**議会事務局長（熊懐 洋一君）** 302会議室で全員協議会を開催しますので、お集まりいただきたいと思います。

午前10時17分休憩

.....
〔各常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の構成委員及び
各委員会の正副委員長決めを行うため休憩〕

午後0時58分

○**議長（岩佐 達郎君）** 再開します。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。委員名簿をお手元に配付しております。

ただいまから事務局長に朗読させます。事務局長。

○**議会事務局長（熊懐 洋一君）** 決定第2号、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、うきは市議会委員会条例第7条第1項の規定により常任委員会委員及び議会運営委員会委員を次のとおり指名する。平成26年5月1日、うきは市議会議長、岩佐達郎。

委員会名、定数、委員氏名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、定数8人。鐘水英一議員、熊懐和明議員、中野義信議員、江藤芳光議員、藤田光彦議員、伊藤善康議員、三園三次郎議員、岩佐達郎議員。

厚生文教常任委員会、定数7人。岩淵和明議員、佐藤湛陽議員、上野恭子議員、諫山茂樹議員、櫛川正男議員、大越秀男議員、高山敏枝議員。

議会運営委員会、定数6人。佐藤湛陽議員、江藤芳光議員、藤田光彦議員、櫛川正男議員、大越秀男議員、三園三次郎議員。

以上でございます。

○**議長（岩佐 達郎君）** 朗読が終わりました。以上のとおり決定したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名することに決しました。

日程第6. 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告

○**議長（岩佐 達郎君）** 日程第6、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選

任結果報告を行います。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会において、互選をしていただくことになっております。互選の結果を議長まで報告いただいておりますので、ただいまから事務局に朗読させます。事務局長。

○**議会事務局長（熊懐 洋一君）** 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任について、結果報告でございます。

うきは市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長が次のとおり互選されたので報告する。平成26年5月1日、うきは市議会議長、岩佐達郎。

委員会名、委員長名、副委員長名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、江藤芳光議員、三園三次郎議員。厚生文教常任委員会、大越秀男議員、櫛川正男議員。議会運営委員会、三園三次郎議員、藤田光彦議員。

以上でございます。

○**議長（岩佐 達郎君）** 朗読が終わりました。以上のとおりです。

以上で、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を終わります。

日程第7. 選挙第3号

○**議長（岩佐 達郎君）** 日程第7、選挙第3号久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙については、久留米広域市町村圏事務組合から議員選出の依頼がありましたので、久留米広域市町村圏事務組合同約第5条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩佐 達郎君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

久留米広域市町村圏事務組合議会議員に、7番江藤芳光議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、7番江藤芳光議員を久留米広域市町村圏事務組合議会

議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、江藤芳光議員が久留米広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第8、選挙第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、選挙第4号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

本選挙については、福岡県介護保険広域連合から議員選出の依頼がありましたので、福岡県介護保険広域連合規約第8条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については14番高山敏枝議員が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、14番高山敏枝議員が指名することに決しました。14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 福岡県介護保険広域連合の議会議員に、15番、岩佐達郎議員を指名いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） お諮りします。ただいま指名されました岩佐達郎議員を、福岡県介護保険広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、岩佐達郎議員が福岡県介護保険広域連合議会の議員に当選しました。

当選人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで暫時休憩とします。午後1時25分から再開します。

午後1時07分休憩

.....
午後1時23分再開

日程第9. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第9、議案の上程を行います。議案第34号から議案第40号までの7件を上程します。

日程第10. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、第2回うきは市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず、御参集賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時議会は、市議会議員選挙後、初めての議会となります。再選されました議員の皆様方におかれましては、引き続き市政運営に対して御指導、御協力をいただきますようお願いするとともに、新たに当選された議員の方々におかれましては、新しい視点で市政運営に対する御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当市における喫緊の課題であります、九州北部豪雨災害の復旧・復興につきましては、国の査定を受けたものにつきましては、おかげさまで昨年度の内に100パーセント発注が完了したところでございます。今後、円滑な進捗管理を行っていくことが、復興及び新たな災害を引き起こさないためにも、重要なことと考えております。

5月に入り、新年度がスタートしてひと月が経過したところでございますが、今後新しくなった議会との連携のもとで、うきは市の活性化、安全・安心なまちづくりに向けて邁進していく所存ですので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件1件、条例案件4件、人事案件1件となっております。なお、議案第34号から第38号までの5議案につきましては、専決処分の承認を求めることについての議案でございます。

議案第34号は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を一部改正する専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

議案第35号は、平成25年度うきは市一般会計補正予算についてでございます。

歳入につきましては、3月定例会後に確定した歳入額の補正が主なもので、地方交付税、地方

譲与税及びうきはの里株式会社からの寄附金の増額補正等の計上、これらの歳入増に伴う基金繰入金の減額補正等でございます。

歳出につきましては、歳入の増額分を各基金への積み立てを行い、後年度の財政需要に備えるため、財政調整基金費の積立金の増額補正が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,234万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,219万円とすることで専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

議案第36号は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴い、うきは市税条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものであります。

議案第37号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する、専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部改正により、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第38号は、うきは市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法の一部改正により、うきは市政治倫理条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第40号は、監査委員の選任についてであります。2名の監査委員のうち、1名は市議会議員から選出することとなっており、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて御説明をいたします。いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議のうえ御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第11. 議案第34号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書7ページをお開きください。

議案第34号、専決処分の承認を求めることについて。うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成26年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして8ページです。

専決第1号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記、うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年3月26日。うきは市長高木典雄。

このことにつきましては、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正する専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、議案書の9ページに掲載しておりますが、お手元にお配りしております新旧対照表の1ページのとおり、最低支給額20万円、団員の5年以上10年未満のところでございますが、原則一律5万円のアップとなっているものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、今から専決処分書の議案がいくつかあります。それで、この議案はけさもらってこういう状況で全く見る時間もございませんでした。選挙の期間の切り替えの時期で、やむを得ないなという気はしますけれども、28日の全員協議会の場でも告示もされたと思いますけれども、あの時期でも配っていただければ、ちょっと見る時間もあったんですけど、ちょっと思いましたけれども、そこまで発言する余裕がありませんでしたので、今申し上げているところであります。

まずその件を1点お尋ねをします。

それから、今説明がありました。係る政令の改正、この改正の時期がいつなのかをお願いしたい。

それと、最後に一律5万円のアップということですが、これに要する予算がどれだけに積算されているのか。当然、交付税措置があっていると思いますが、それについても併せてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 3点、お尋ねなりをいただきました。

1点目の議案書の配付時期です。現議員さんの任期は本日からということで、その辺も踏まえまして、慣例に従い、本日の配付。確かに、事前に目通しされる時間がないというような、言われるとおりだと思いますけれども、今後につきましては、議会のほうと調整というか協議をさせ

て、任期前に配ることがどうなのか、その辺もあると思いますので、それはまた検討させていただきたいと思います。お互いお話しをさせていただきたいと思います。

2点目の改正時期です。3月7日に改正、公布でございます。

それから、今回の退職報奨金の改正により、どれだけを見ておるのかということですが、退職者の数その年によって変わります。今回の改正後の退職金の支給対象というのは、26年4月1日、先月以降の退団者ですので、その退団の状況によってももちろん変わってきますが、その時の人数でぶれますので、一概にいくらとは言えません。今回の26年度の予算につきましては、一定余裕を見て組んでおりますので、今後の退団者が見込みよりも大きくふえれば、1人最低5万円はふえてますのでわかりませんが、その辺はまた退団者の状況等を見ながら補正なりで対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認をいたします。

この専決処分については、御検討をひとつお願いしたいと思います。

それから、3月7日に政令の告示されたというふうにおっしゃってます。3月議会に追加議案でもこの程度の改正であるなら間に合うんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○総務課長（石井 好貴君） 政令の改正は、先ほど申し上げましたとおり、26年3月7日公布であります。3月議会追加提案という選択肢も確かにあろうかと思いますが、当初提案じゃ当然間に合いませんでしたので、今回は専決処分に対応させていただいております。

また、6月議会という選択肢もあったかと思いますが、4月1日から法施行でございますので、遡及適用というふうなこともなりますので、上位法といいますか、先ほど申し上げました消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されたことに伴う改正でございますので、今回は専決処分にて対応させていただきました。

御理解をよろしくお願いしたいと思います。

〔「さっきの答弁で交付税措置の答弁がなされておられません」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（石井 好貴君） 3月議会でもたしか議員から御質問があったかと思いますが、他の議員だったかもしれませんが、議会でも質問がありました。

議員御承知だと思いますが、うきは市は交付税措置以上に各報酬については上回って措置をしておりますので、交付税措置を下回っておるような状況ではないと判断しております。

以上です。

すいません。質問の趣旨を私取り違えたと思います。言われたのは、報酬を言われたのでしょ

うか。退職金を言われたんでしょうか。

○議員（7番 江藤 芳光君） 退職報奨金の消防費にかかる単位費用にその辺が積算されているか、その辺の改正もなされているんですかという質問です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 訂正をさせてください。

先ほど私が回答したのは報酬ですので、それは各階級をすべて交付税措置を上回って措置しております。退職報奨金につきましては、現在25年度の交付税しかまだ見えてはおりませんので、詳細は7月の算定に向かって示されてくると思いますが、標準団体で、10万人規模で5百数十名の団員ということで交付税措置なされております。うきは市、御承知のとおり3万数千の、国勢調査の人口で交付税措置、消防費はなされますが、それで、5百数十名の団員がおりますので、3万で5百数十名、交付税措置は10万で5百数十名というような状況です。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は承認することに決しました。

日程第12. 議案第35号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第35号専決処分の承認を求めることについて(平成25年度うきは市一般会計補正予算(第8号))を議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長(大熊 孝則君) それでは、議案書の10ページをお開き願います。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについて。平成25年度うきは市一般会計補正予算(第8号)について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成26年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。平成25年度うきは市一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり定めること。平成26年3月31日。うきは市長高木典雄。

続いて、平成25年度一般会計の補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第2号、平成25年度うきは市一般会計補正予算(第8号)。平成25年度うきは市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,234万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,219万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表、繰越明許費補正」による。

平成26年3月31日。うきは市長高木典雄。

続いて6ページをお開き願います。A4の横の予算書でございます。

第2表、繰越明許費補正。1、追加。10款4項、街なみ環境整備事業。874万8,000円。

この繰越明許費でございますけども、会計年度独立の原則の例外として、地方自治法第213条で認められたものでございまして、何らかの事情により、その年度内に支出を終了することができない経費について、翌年度に繰り越して使用することができるものでございます。これにつきましては、あらかじめ予算でその上限額を定めるということになっております。

今回、NTT回線の地中化工事におきまして、年度内の完了が困難となったため、これにかかる補償費について繰越明許費の追加を行うものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。歳入から申し上げます。

2款1項1目1節、地方揮発油譲与税74万4,000円の増額。

次ページをお願いいたします。2款2項1目1節、自動車重量譲与税。343万9,000円の増額。この2つの譲与税につきましては、いったん国税として徴収されたものを自治体に配分されるもので、2009年度の法改正、いわゆる道路特定財源の見直しによって、それまでの地方道路譲与税がこの2つに移行されたものでございます。

続きまして、13ページ。3款1項1目1節、利子割交付金64万3,000円の増額。

次ページをお願いいたします。4款1項1目1節、配当割交付金。491万3,000円の増額。その下の5款1項1目1節、株式等譲渡所得割交付金、1,359万7,000円の増額。

16ページをお願いいたします。6款1項1目1節、地方消費税交付金134万3,000円の減額。その下の7款1項1目1節、ゴルフ場利用税交付金、96万4,000円の増額。

次ページをお願いいたします。8款1項1目1節、自動車取得税交付金1,064万1,000円の増額。その下の19ページ、10款1項1目1節、地方交付税4億3,352万7,000円の増額については、全額特別交付税の分でございます。

次ページをお開き願います。11款1項1目1節、交通安全対策特別交付金31万6,000円の増額。

以上、2款から11款につきましては、交付額の確定によるものでございます。

続いて21ページをお願いいたします。17款1項2目1節、総務費寄附金700万円の増額補正ですが、うきはの里——道の駅うきはでございますけれども、そちらからの寄附金でございます。

22ページをお願いいたします。18款2項1目1節、財政調整基金繰入金8,210万円の減額です。これにつきましては、特別交付税等の歳入の増加により基金繰入を減額するものでございます。

続いて23ページ。歳出でございます。

2款1項7目25節、積立金3億9,200万円の増額補正につきましては、後年度の起債償還並びに公共施設の更新等に備え、交付税等の収入増加に伴う剰余金を積み立てるほか、うきはの里株式会社からの寄附のあった700万円を地域振興基金に同額積み立てをするものでございます。

それから、前後いたしますけれども、2款1項5目の庁舎管理費。それから、次ページの7款1項2目商工業振興費から27ページの10款4項2目文化財保護費までにつきましては、各基金の繰り入れにより、財源を予定していたものを、今回の補正で繰り入れを減額したことによる財源組替でございます。

最後になりますけれども、28ページをお願いいたします。14款1項1目予備費。これにつきましては、収支調整による予備費の34万1,000円の増額補正となっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 歳入で1点。19ページ、地方交付税、4億3,352万7,0

00円の特別交付税が収入をいたしております。この要因といたしますか、内訳についてお尋ねをしたいと思います。この用途について、どうお考えなのか、その点についてお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 特別交付税につきましては、以前もお答えをいたしておりますけれども、普通交付税で補足できない特別の財政需要、いわゆる災害とか特別の事情があった場合に依じて、総額6パーセントの枠内で交付をされるというものでございまして、交付の時期が12月と3月の2回ということで、総務省の説明によりますと、まず1点目が基準財政需要に補足されなかった特別の財政需要があること。2点目といたしまして、基準財政収入額に過大に算定された財政収入があること。3点目が、普通交付税の算定期日後に生じた災害のため、特別の財政需要があること。この3点でございますけれども、今回につきましては、2番目3番目は該当しませんので、1番目の基準財政需要額に補足されなかった特別の財政需要ということでございますけれども、これにつきましては、市のほうからいろんな要望書ということで、市長が上京する**たび**に特別交付税のお願いということで、毎回毎回お願いをしておりましたけれども、その結果、総務省のほうがかみ取った中で今回の増額につながったのではないかというふうに理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第36号

○議長(岩佐 達郎君) 日程第13、議案第36号専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例の一部改正について)を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長(内山 勇君) 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて。うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成26年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いします。専決第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記、うきは市税条例等の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年3月31日。うきは市長高木典雄。

うきは市税条例等の一部を改正する条例は、このたびの改正したのは、平成26年度の地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されました。これに伴い、うきは市税条例の一部を改正する必要がありましたので、専決処分による改正を行い、今回の市議会に報告し承認を求めます。

今回の条例改正につきましては、第1条と第2条で改正をしております。

第1条については、今回の地方税法等の改正に伴う改正であります。第2条については、平成25年9月の市税条例の一部改正条例の改正を行うものとなっております。

お手元に、新旧対照表及び平成26年度税制改正の概要、1枚ものの両面コピーのやつをお配りしております。併せて御参照をお願いします。

平成26年度の地方税法の改正につきましては、地方法人税の創設に伴う法人住民税の法人税割の改正及び軽自動車税の見直し、固定資産税等の特例措置等が主なものでございます。

主な改正内容について説明をしていきます。

まず、議案書14ページからですが、市に関係する主だったものを説明をさせていただきたいと思っております。中ほどに、第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。というところでございますが、この改正は、法人住民税の法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資化とするもので、国の歳入分は交付税特別会計に直接繰り入れされ、地方交付税として地方に再配分されます。法人が納付する際、国と地方への配分が変わるものですので、法人から見た負担率の変更はございません。

ちなみに、国県合わせて税率4.4パーセント相当分が国のほうに回るというような仕組みになっております。この改正は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるということになりますので、実質予算等に影響が出てくるのは平成27年度からになるというふうに

予想しております。

次に、下段のほうに書いております。第82条については軽自動車税の見直しをするものです。今回の改正は軽四輪車のうち、自家用乗用車は約1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるというものでございます。軽四輪車等については、三輪車以上になりますが、平成27年4月以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されるというふうになっております。

2番目に、原付及び二輪車の税率は、約1.5倍に引き上げられます。これも、施行は平成27年度分からというふうになります。

ちょっと飛びますが、16ページの附則第16条については、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について税率の概ね20パーセントの重課を導入することになっています。これは実質的に影響が出てくるのは平成28年度分からというふうなことになります。

実際に車種別の税額がどれだけになるかは、1枚ものに配付しております資料にも詳しく掲載をしております。主な車種で言いますと、原付バイク、現行1,000円なんですが、これが2,000円。自家用乗用車、7,200円。これは新規登録から1万800円というふうな改正になります。13年を超えた場合に重課となる場合は、自家用乗用車現行7,200円が、1万2,900に引き上げられるということになります。

なお、今回この条例の中で改正しておりません小型特殊自動車——農耕作業用ですね。いわゆる、トラクター、コンバイン等、それからその他のものがあるんですが、これについては、条例で各自自治体が定めるようになっています。地方税法で標準税率が示されておられません。ですので、県内の市町村の税率の決定状況を踏まえたうえで、本年度中にその内容を見て改正をする予定としております。

次に、固定資産税の関係については、15ページに記載しております。

まず、附則10条の2。これにつきましては、固定資産税の償却資産に係る課税標準の特例措置についてわがまち特例が導入されたことに伴い、参酌割合を条例の率とする改正でございます。

それと、次の附則10条の3。これについては、耐震診断を義務付けられ、補助を受けて耐震改修を行った家屋に減額措置を創設するもので、これは平成27年度分から適用することにしております。

17ページ、ここに第2条を記載しているわけですが、これは、うきは市税条例の一部を改正する条例の一部改正ということでありまして、これは平成25年9月に市税条例改正を行ったわけですが、その中で改正漏れ等があったものについて、今回地方税の改正と併せて改正を行うものでございます。

それ以降に書いております、次の附則については、施行期日や経過措置等を規定しておるとこ

ろでございますので、説明を省略をさせていただきます。

以上、報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 先ほども言いましたけど、概要のこの表を見る限りのあれは、新聞報道等で概要は頭にありますが、これだけのものを今出して、さあ承認をせろということは無理な話ですね。これ、わかっている方は親法の改正だからそのままだろうということの承認になろうと思うんですよ。その辺を配慮いただかないと、形式的なものに終わってしまうのが、どうも私は——これで、異議なし、異議なしで終わってしまう、これで議会がどうかなという気がいたします。

そこで、お尋ねします。軽自動車等、それから車両区分によって軽自動車等の新たな改正税率になりますが、この主だった台数、それから見込める収入、このあたりをどう積算されてるかをお尋ねをいたします。

最初の質問については、誰かしかるべき方からお答えください。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（内山 勇君） まず、前段の台数等についてお答えをいたします。

平成25年度の軽自動車税の資料があるんですが、その中で実際課税をしている台数は、1万8,739台。主だったものは、50cc以下。原動機付自転車になりますが、これが1,807台ございます。乗用の自家用が8,473台。貨物の自家用が5,282台。農耕用が2,016台。これが主な多い種類でございます。

それと、今度の軽自動車税の引き上げを行った場合に、どういう増収につながるかといいますと、これがちょっと説明で申しましたように、新規登録から上がるというようなところで、一気に上がってしまうというわけではございません。新規に登録をこれからしていく分について、27年4月1日から新規に登録されたものが引き上げになっていきます関係で、すぐには上がらないわけですが、最終的な見込みとしては、原動機付自転車等で500万程度だろうと。それと、軽四輪自動車の新規登録分については、最終的には2,800万程度は上がってくるのではなかろうかということで見えております。それと、重く課税される分で1,100万程度。合計で4,500万程度は今の税収よりもふえるという、最終的には——ただ10年先ぐらいの数字になってくるとは思ってます。現在の25年度の調定額は今のところ、9,000万ですので、最終的には1億3,600万程度になってくるのかなというふうに予想しております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 先ほどの議案提出の時期についてでございますが、事情につきま

しては、今総務課長のほうから説明したとおりでございます。ただ、おっしゃるとおり、これだけの複雑な内容でございます。今出されてもわからないというのは当然であろうと思います。議案の提出というのは、やはりきょうしかできないのかなと、今協議をいたしました、そんなふうに考えておりますが、一つの方法として、資料としてお渡しして、見ておいてくださいということはできたのかなという考えもでございます。先ほど総務課長が申し上げました、今後の検討として、その辺十分検討していきたいと。

それともうひとつ、専決処分というのが、直近の議会でやらなければいけないというのが法律で決められておりますので、6月の議会まで延ばせれば一番良かったのかと思いますが、そこら辺も併せて今後の検討していきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

今回、軽自動車の税率引き上げということになるわけですが、今までこれで滞納というのはどのくらいあったのか、ちょっとお聞かせいただいて、その今後引き上げていくわけですが、それに伴ってさっき500万から2,800万と上がっていくというふうなことですけれども、そういう非常に景気の悪い状態の中で大変厳しいことなのかな。1.5倍とか1.25倍とか上がっていくわけなんで、その辺で今回の国が上げていくということなわけですが、何らかの試算とか、そういう検討されたかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（内山 勇君） まず、滞納の状況ですが、軽自動車税で言いますと、700万程度が滞納でございます。全体の調定が約9,000万弱の中で700万程度が滞納で24年度の決算ではあっております。

引き上げについての検討をなされたかということにつきましては、これは地方税法で標準税率というのが軽自動車税は定められております。県下の状況を見ましても、県内全自治体、標準税率で賦課をされている状況がございます。その辺も踏まえて、今回も標準税率ということでは市でも条例改正をさせていただいたところがございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略す

ることに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は承認することに決しました。

日程第14. 議案第37号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の21ページをお開きください。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて。うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成26年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記、うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。うきは市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されましたので、それに伴うきは市国民健康保険税条例の一部を改正し、承認を求めます。

別紙の新旧対照表、22と23ページを御参照ください。

第2条第3項ただし書中、「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。これにつきましては、後期高齢者支援金等の課税限度額の14万円を16万円に、介護納付金課税限度額の12万円を14万円に改めるものです。

続きまして、第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。これは、条のずれをなおしたもので、年金受給者の特別徴収には変更はございません。

続きまして、第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、

同条第2号中、「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。これにつきましては、保険税の減額について、後期高齢者支援金等課税額から減額して得た額が14万円を超える場合は14万円としていたものを16万円に、介護納付金課税額から減額して得た額が12万円を超える場合は12万円としていたものを14万円に改めるものです。

また、第2号の5割軽減の所得判定基準につきましては、現行では33万円に被保険者から当該納税義務者を除いて1人につき24万5,000円を加算した額としておりましたものを、被保険者1人につき24万円を加算した額というふうに、当該納税義務者も加えたものになります。

それから、第3号の2割軽減の所得判定基準を、現行33万円に被保険者1人につき35万円を加算した額としていたものを、45万円に改めるものです。いずれも、軽減の所得判定基準を上げたものでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は承認することに決しました。

日程第15. 議案第38号

○議長(岩佐 達郎君) 日程第15、議案第38号専決処分の承認を求めることについて(うきは市政治倫理条例の一部改正について)を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 24ページです。

議案第38号、専決処分の承認を求めることについて。うきは市政治倫理条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成26年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、25ページです。専決第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。記、うきは市政治倫理条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成26年4月16日。うきは市長高木典雄。

26ページに改正条例をあげております。このことにつきましては、地方自治法の改正により、うきは市政治倫理条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものです。

改正の内容は、お手元にお配りしております新旧対照表、24ページのとおり、改正前の地方自治法第168条におきまして、収入役の兼業禁止規定を定めておりましたが、地方自治法の改正により収入役制度が廃止され、会計管理者の設置となった際に、収入役が特別職であることから設けられていた兼業の禁止規定が会計管理者は一般職であるため、地方自治法第168条より兼業禁止の規定が削除されたことにより、条例の改正を行うものです。

なお、この地方自治法の改正は平成18年に行われており、自治法の改正に合わせた条例改正の際に、条例第1条の対象者からのみ収入役を削除し、条例第16条から収入役にかかる兼業禁止規定である地方自治法第168条を削除することを漏らしていたものです。誤りに気づきましたので、専決処分にて是正をさせていただきました。おわび申し上げますとともに、以後こういうことのないように十分留意してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は承認することに決しました。

日程第16. 議案第39号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第39号浮羽老人ホーム組合議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りします。うきは老人ホーム組合議会議員の選出については、議長が指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

うきは老人ホーム組合議会議員に6番、上野恭子議員、11番、櫛川正男議員、14番、高山敏枝議員、15番、岩佐達郎議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人の議員を、浮羽老人ホーム組合議会議員として選出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名の議員を浮羽老人ホーム組合議会議員に選出することに決しました。

日程第17. 議案第40号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、議案第40号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、10番、諫山茂樹議員の退席を求めます。

〔諫山議員、退席〕

○議長（岩佐 達郎君） 説明を求めます。市長。

○市長（高木 典雄君） 監査委員の選任でございますが、うきは市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名、生年月日、職業の順に読み上げて御提案させていただきます。うきは市●●●●

●●●●●●、諫山茂樹、昭和16年7月30日、農業でございます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は同意することに決しました。

10番諫山茂樹議員、着席をお願いします。

〔諫山議員、着席〕

日程第18. 閉会中の審査調査申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、閉会中の審査調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおりそれぞれ閉会中の審査調査の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の審査調査とすることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上ですべての議案の審議が終了しました。ここで、事務局より報告があります。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） お知らせをいたします。

本日配付しておりました議事日程第2号なんですけれども、訂正をさせていただきます。

日程第11の議案第34号の括弧書きの部分、それから日程第12の議案第35号括弧書きの部分、これが逆になって記載をされておりました。お詫びを申し上げます。今お配りしております議事日程表と差し替えをお願いいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日は、選挙後早々の議会招集ということで、大変御面倒をおかけしました。そしてまた、すべての議案を御承認をいただきまして誠にありがとうございました。

一部、専決事項についての御指摘をいただいておりますので、指摘事項についてしっかり吟味をさせていただきます。検討させていただきたいと思います。

また、収入役の案件についても、長年の間気づきませんでした。大変申し訳ございませんでした。以下、こういうことがないように、緊張感をもって市政運営に当たっていきたいと思いますので、今後ともひとつよろしく願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告します。6月定例会の開会日は、6月12日木曜日開会予定としておりますので報告しておきます。

これをもちまして、平成26年第2回うきは市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員